

**富田林市短時間非常勤職員（会計年度任用職員）
（埋蔵文化財調査員・調査補助員）募集要領【令和7年度採用予定】**

1. 募集職種及び資格

(1) 募集職種

短時間非常勤職員（埋蔵文化財外業調査員、外業調査補助員、内業調査員、内業調査補助員）

(2) 受験資格

①埋蔵文化財調査員（外業・内業）

次のいずれにも該当する人。

- ・学校教育法による大学又は大学院において、考古学その他これに類する分野を専攻し卒業（修了）した人又は在学中の人。あるいは、埋蔵文化財の発掘調査について、前記と同程度の知識を有する人。
- ・調査補助員及び作業員への指示・指導ができ、現地調査から報告書作成までの知識・経験を有する人。

②埋蔵文化財調査補助員（外業・内業）

- ・学校教育法による大学又は大学院において、考古学その他これに類する分野を専攻し卒業（修了）した人又は在学中の人。又は、埋蔵文化財の発掘調査に従事した経験がある人。

ただし、上記①②共に、下記のいずれか一つに該当する人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人。
- ・富田林市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人。
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。

2. 申し込み

下記のとおり必要書類を持参し、申し込んでください。※郵送での受付はいたしません。

- (1) 申込期間 令和8年3月31日まで（土・日曜日、祝日を除く）
※随時、短時間非常勤職員登録の受付を行います。
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時30分まで
- (3) 申込場所 富田林市教育委員会 生涯学習部文化財課（すばるホール4階）
- (4) 必要書類 エントリーシート（必要事項記入、写真貼付）

3. 採用

- (1) 登録簿登載 申込受付時の面接選考等の結果により、順次、短時間非常勤職員登録簿へ登載します。登載期間は登録完了後から令和8年3月31日までとし、登録の更新は行いません。
- (2) 採用 埋蔵文化財調査の作業計画に従い、必要に応じて名簿登載者の中から順次採用します。
※名簿に登録しても、必ず採用されるとは限りません。

4. 勤務形態

(1) 任用期間

30日未満

(2) 勤務場所

富田林市内の埋蔵文化財発掘調査現場、市埋蔵文化財センター、すばるホール文化財課

(3) 業務内容

埋蔵文化財発掘調査の補助、遺物の整理・保存処理など

- ・外業：発掘現場における作業
- ・内業：発掘現場で得た資料の整理作業
- ・調査員・・・埋蔵文化財の発掘調査
- ・調査補助員・・・市職員及び調査員の指示による埋蔵文化財発掘調査の補助作業

(4) 賃金（時間単価）

①埋蔵文化財外業調査員	1時間	1,530円
②埋蔵文化財外業調査補助員	1時間	1,130円
③埋蔵文化財内業調査員	1時間	1,190円
④埋蔵文化財内業調査補助員	1時間	1,120円

※市の規定による交通費支給あり

(5) 勤務時間等

- ①勤務日 市教育委員会が指定する日。原則、月～金曜日（土・日曜日、祝日は休み）。
※なお、作業状況によっては、土・日曜日、祝日勤務の場合があります。
- ②勤務時間 午前9時～午後4時30分の間で5時間45分勤務〔休憩あり〕

(6) 保険等

労災保険に加入

5. その他

- (1) 申込書類は、返却いたしません。
- (2) 申込みの際、記載事項や必要書類に不備がある場合は、お返しすることになりますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負えませんので、手続きには十分注意してください。
- (3) エントリーシートに記載された情報は、短時間非常勤職員選考実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、富田林市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

6. 問い合わせ先

富田林市教育委員会 生涯学習部文化財課

0721-25-1000（内線427）